

計画 8 つながり、見守る地域づくり

< 5 年後の目標 >

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における平常時の見守りと災害時の要援護者支援の体制を強化

5 か年の取組

1 平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり

高齢者、障害者、子どもなどを地域でゆるやかに見守る輪を広げ、見守り活動のすそ野を広げます。そのために、出張所等 17 か所を段階的に地域の見守りの拠点とし、社会福祉協議会と連携して、地域の実情にあわせて地域団体や事業者等のネットワークづくりを進めるモデル事業を行います。その取組を通じて災害時の要援護者支援の担い手も増やしていきます。

- (1) 地域特性に応じ、住民や団体同士が気軽に交流できる場を設けるなどして、顔の見える関係づくりを進めます。
- (2) 見守り活動への参加のきっかけとなる情報交換会や学習会などを開催します。
- (3) 何らかの支援の必要な人について、専門機関（高齢者相談センター（ 1 ）、障害者地域生活支援センター、子ども家庭支援センター等）へ情報等をつなぎます。

2 災害時の要援護者支援の充実

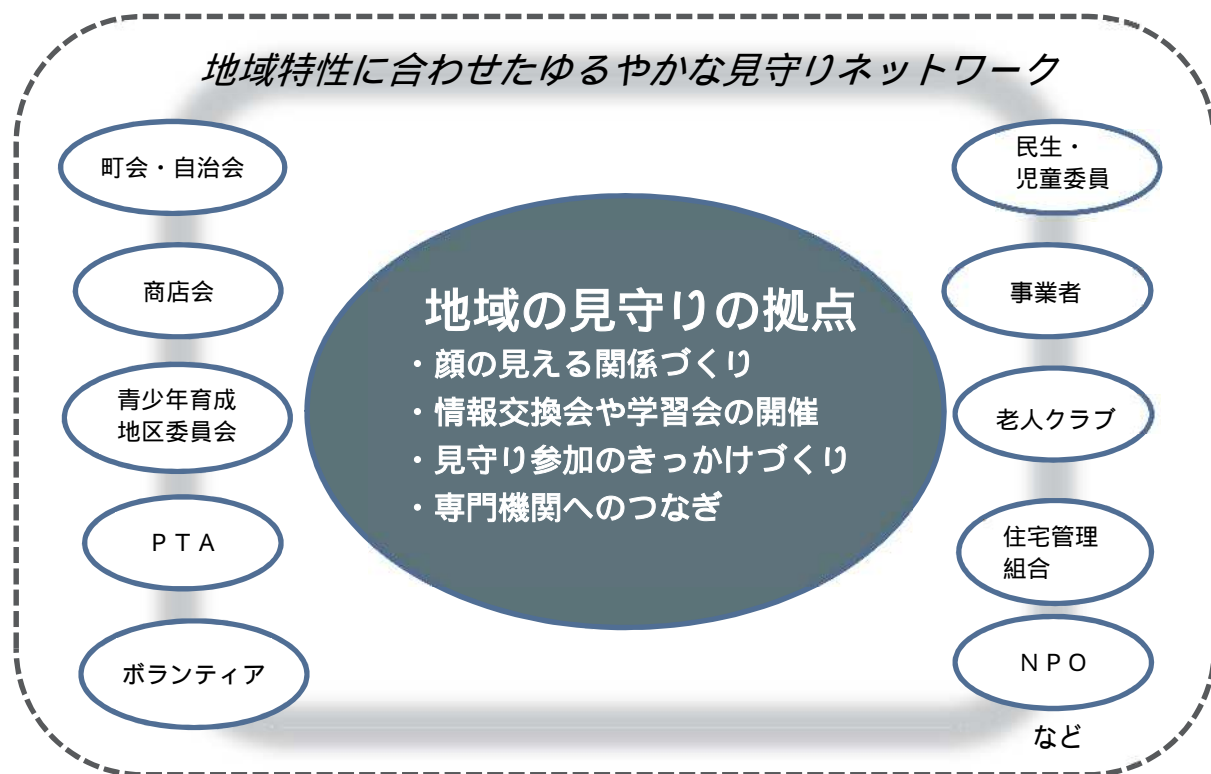
(1) 要援護者の安否確認体制の強化

高齢者や障害者等で災害時に自力での避難が困難な方に対して、災害時要援護者名簿への登録を勧奨します。登録者に対しては、避難拠点（区立小中学校 99 校）に集結した民生・児童委員や区民防災組織、ボランティア等の協力による安否確認を実施します。

災害時要援護者名簿未登録者で避難に支援が必要な方については、被害甚大地域を優先して、区職員が中心となり安否確認を行う仕組みを構築します。あわせて、ケアマネジャーや介護・障害福祉サービス事業者等との連携により、要援護者に対する災害時の生活支援体制を強化します

(2) 福祉避難所（ 2 ）の拡充

災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要援護者を受け入れる福祉避難所を、5 か年で 3 か所新規に指定し、計 40 か所にします。また、福祉避難所に指定している施設には無線を配備し、通信訓練等の実施により、災害時の円滑な開設・運営体制を確保します。さらに、区外の福祉避難所との相互利用に向けて、近隣自治体との協定締結等を検討します。



高齢者の孤立死や児童虐待等が社会問題化している中、公的な福祉サービスだけでは多様化・複雑化する地域課題を解決することが困難となっています。

平成 25 年度区民意識意向調査では、「近隣とのかかわりを持っていない」と答えた方のうち、56.9%が「近隣とのかかわりが必要だが、わずらわしいため、あまり深くかかわりたくない」と回答しており、特に高齢者においてその傾向が強くなっています（60 歳代が 60%、70 歳代の 72%）。「地域福祉を推進するために必要な区の取組」の第一位が、「災害時要援護者への支援体制の強化」となっています（40%）。

区は、地域における区民のつながりづくりを側面から支援するため、モデル事業を区内の 1 地域で平成 24 年度から実施しています。また、練馬区社会福祉協議会は、区内の 2 地域に地域福祉コーディネーター（ 3 ）を配置し、地域の住民の自主的な地域課題への取組を支援しています。

平常時に地域全体でゆるやかに高齢者等を見守りあえる体制を強化するため、区内新聞販売店等 16 団体（約 4,400 事業者）と高齢者等見守りネットワーク協定を平成 26 年度に締結しました。

災害時に民生・児童委員、区民防災組織等の協力により災害時要援護者の安否確認を行うため、各避難拠点（区立小中学校 99 校）に災害時要援護者名簿（約 26,000 名）を配置しました。

- 1 高齢者相談センター... 法令上の名称は「地域包括支援センター」ですが、練馬区では「高齢者相談センター」と呼びます。
- 2 福祉避難所... 区内の特別養護老人ホームや福祉園、特別支援学校など 37 か所を指定し、災害時に必要に応じて開設することとしています。
- 3 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター... 住民や団体等と情報交換や連携をしながら住民による支え合いが広がるよう、支援する「地域のつなぎ役」です。